

最終答申（案）

高岡市DV対策基本計画

（配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画）

（第2次）

～暴力を生み出さない社会を目指して～

平成29年2月

高岡市男女平等推進市民委員会



目次

第1章 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の背景	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の基本的な考え方	3
5 計画の期間	4

第2章 DVの現状と課題

1 DV相談等の状況	5
2 高岡市DV対策の現状と課題	12
3 重点的に取り組む事業	13

第3章 DV対策の内容

1 施策の体系	15
2 DV対策の具体的取り組み	
(1) 基本目標Ⅰ	16
(2) 基本目標Ⅱ	22
(3) 基本目標Ⅲ	26
(4) 基本目標Ⅳ	28
(5) 基本目標Ⅴ	31

参考資料

○ DV被害者支援の流れ（フローチャート）	33
○ 高岡市配偶者暴力相談支援センターの機能	34
○ DV関係機関一覧	35
○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	36
○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針（概要）	49
○ 計画策定までの経緯	56
○ 高岡市男女平等推進市民委員会委員名簿	57



第1章 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力^{※1}（ドメスティック・バイオレンス＝以下「DV」という。）は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。また、被害者の多くは女性であり、男女平等・共同参画社会を実現するうえで克服すべき重要な課題です。

本市では、平成24年2月に高岡市DV対策基本計画(配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)を策定し、配偶者暴力相談支援センター^{※2}機能の整備や若い世代への啓発などを積極的に取り組んできました。

しかしながら、相談室に寄せられるDVに関する相談内容は複雑化・深刻化してきています。このたび、現行の計画が計画期間満了を迎えることから、社会情勢の変化やDV防止及び被害者支援のための取り組みのより一層の充実を図るため「高岡市DV対策基本計画（第2次）」を策定するものです。

※1 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）

- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）が定める「配偶者からの暴力」とは、配偶者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、生活の本拠を共にする交際相手及び暴力を受けた後に離婚（事実上離婚したと同様の事情に入ることも含む。）をした当該配偶者、生活の本拠を共にする関係を解消後の元交際相手からの暴力を言いますが、この計画においては、配偶者に加え、恋人や交際相手など配偶者以外の親密なパートナーからの暴力も含め、「配偶者等からの暴力」とします。
- ・ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence, DV）は直訳すると、「家庭内暴力」となりますが、この計画においては、身体的暴力（平手でうつ・足でける）だけでなく、精神的暴力（人格を否定するような暴言を吐く・無視する）や性的暴力（性的行為を強要する・避妊に協力しない）、経済的暴力（生活費を渡さない・仕事に就くことを許さない）なども含みます。

※2 配偶者暴力相談支援センター

- ・DV防止法第3条第1項・第2項に掲げる被害者支援の中心的な役割を担う機関であり、都道府県が設置する婦人相談所または都道府県・市町村が設置する適切な施設において、配偶者からの暴力の防止や被害者保護のための業務を行います。
- ・DV防止法第3条第3項に掲げる相談・カウンセリング・情報提供・連絡調整・保護命令申立ての支援等を行います。



2 計画の背景

国・県の動き

国においては、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定し、DVに関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備しました。

その後の平成19年の改正では、保護命令の対象を身体的暴力から生命等に対する脅迫まで拡充、接近禁止命令の被害者の親族等への拡充、裁判所が無言電話等の禁止命令も発することができるなど、被害者支援の充実が図られました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が、市町村の努力義務とされました。

平成25年7月の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、DV防止法の適用対象となりました。

また、平成27年12月に策定された国の第4次男女共同参画基本計画では、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を重点的に取り組む個別分野の第7分野に位置付けるとともに、改めて強調する視点として掲げています。

富山県においては、平成18年3月に策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（富山県DV対策基本計画）」に基づき、配偶者暴力相談支援センターである富山県女性相談センターを中心として、関係機関と連携しながら、DVの相談、保護等の支援を積極的に進めてきました。また、平成21年3月には第2次計画、平成28年3月には第3次計画を策定し、女性相談センターの相談機能の充実、保護体制の整備や若年層に対する予防啓発に取り組んでいます。

高岡市の取り組み

本市においては、平成17年11月に制定した高岡市男女平等推進条例第7条において、性別による権利侵害の禁止等を明記するとともに、平成20年1月に策定した高岡市男女平等推進プランの基本目標Ⅲ「男女が個人として尊重され、能力が発揮できる環境の整備」に重点課題9「あらゆる暴力的行為や虐待の根絶」として掲げ、配偶者等からの暴力の被害者への支援や暴力防止に取り組んできました。

平成16年4月に開館した男女平等推進センターでは、相談室を設け、DVやセクシュアル・ハラスメントに関する相談体制を充実するとともに、市民等と



の連携・協力による普及・啓発事業の実施、関係機関や民間支援団体との連携の強化などに取り組んできました。

平成24年2月に策定した高岡市DV対策基本計画に基づき、平成24年4月に男女平等推進センターに「配偶者暴力相談支援センター」の機能を設置し、関係機関と調整を図り、総合的な被害者支援に取り組んでいます。

3 計画の位置付け

- (1) この計画は、DV防止法第2条の3第3項の「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に基づく基本計画です。
- (2) DV防止法第2条の2第1項に基づき、国が定める「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）」に即し、同法第2条の3第1項に基づく「富山県DV対策基本計画」の内容を勘案して策定するものです。
- (3) この計画は、本市のDVに関する施策を推進する指針とするものであり、「高岡市総合計画」と整合性を図りながら、この計画と同時に策定する「高岡市男女平等推進プラン」の基本目標Ⅲ、重点課題8、施策の方向（1）「配偶者等からの暴力の防止」に関する詳しい取り組み内容について定めるものです。

4 計画の基本的な考え方

- (1) DVはどんな理由があっても、決して許されないという認識に立つこと
- (2) DVの特徴や被害の実態を客観的に理解し、DVを生み出さない対策から、被害者の立場に立った切れ目のない支援に努めること
- (3) 本市の課題に即した取り組みの推進
- (4) 国・県、市町村等の関係機関及び民間支援団体等との連携強化を図ること



5 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、法改正その他の情勢の変化があった場合には、必要に応じて、計画内容を見直します。



第2章 DVの現状と課題

1 DV相談等の状況

(1) 高岡市男女平等推進センター相談室の状況

高岡市男女平等推進センターの相談室は、平成16年4月に開設し、悩みごと相談として専任の相談員が、電話相談と面接相談を行ってきました。

相談件数は、平成16年度の669件から、平成24年度の3,379件をピークに増加傾向にありましたが、平成27年度は2,574件と減少傾向に転じています。

DV相談については、平成16年度の90件から、平成24年度の1,911件まで年々増加していましたが、平成27年度には1,001件とピーク時よりは減少しました。しかし、平成16年度では全体の13.4%であったものが、平成25年度は全相談件数の約6割、平成27年度でも4割近くを占めています。相談者の年代は、40代が最も多く、30代とあわせると6割以上となります。また、若い世代に加えて60代から70代の相談が増加傾向にあります。

相談者の最近の傾向としては、精神的暴力に関する相談が目立っています。暴力を長期間受けていたことにより、うつ症状やパニック障害など、精神的に不調を抱えているケースも少なくありません。

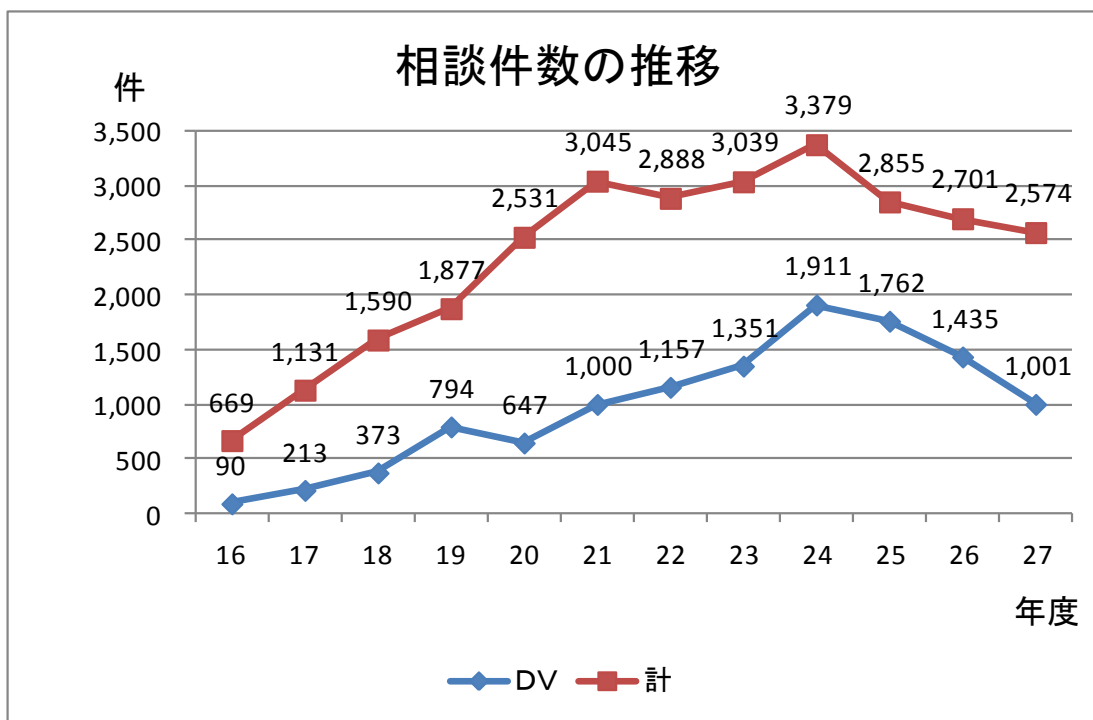
また、30代から40代あたりの子育て世代の相談者には、子どもへの支援や自立支援が重要です。40代から50代の相談者では、若い世代に比べ、実家を頼ることができないことや就業先の選択幅が狭くなるなど、自立への課題があります。50代以上の場合、若い頃から長年にわたってDVを受けてきた結果、自分が深刻な状況にあるにもかかわらず、老後のことが心配で、新たな生活を始めるなど、次のステップに踏み出せない場合が少なくありません。



① 高岡市男女平等推進センターの主訴別相談件数（延べ）

年度 主訴	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
DV	90	213	373	794	647	1,000	1,157	1,351	1,911	1,762	1,435	1,001 件 (38.9%)
生き方	130	440	769	739	1,132	1,229	885	834	734	290	377	348 件 (13.5%)
精神 保健	75	49	27	12	50	69	40	85	85	128	376	547 件 (21.3%)
夫婦の 問題	153	224	254	216	450	439	371	369	209	148	117	140 件 (5.4%)
子ども の問題	42	58	53	31	52	129	186	157	102	96	134	282 件 (10.9%)
*その他	179	147	114	85	200	179	249	243	338	431	262	256 件 (9.9%)
計	669	1,131	1,590	1,877	2,531	3,045	2,888	3,039	3,379	2,855	2,701	2,574 件 (100%)

*その他（ストーカー、セクシュアル・ハラスメント、金銭問題、職業の問題など）





② 高岡市男女平等推進センターの年代別相談件数（延べ）

年度 年代	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
10代	0	6	1	3	2	15	5	0	16	0	31	9件 (0.3%)
20代	171	180	199	157	273	195	116	117	203	285	230	214件 (8.3%)
30代	276	585	762	1,008	1,377	1,464	1,048	807	988	1,095	626	576件 (22.4%)
40代	63	205	443	472	569	861	1,293	1,608	1,502	886	1,216	1,139件 (44.3%)
50代	104	98	83	93	132	191	203	310	422	362	216	209件 (8.1%)
60代	47	45	88	130	167	278	199	169	160	172	315	385件 (15%)
70代	7	8	12	14	7	40	19	28	87	52	60	42件 (1.6%)
80代	1	4	2	0	4	1	5	0	1	3	7	0件 (0%)
計	669	1,131	1,590	1,877	2,531	3,045	2,888	3,039	3,379	2,855	2,701	2,574件 (100%)



③ 各部署におけるDV相談受付件数

部署 \ 年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27
男女平等推進センター	794	647	1,000	1,157	1,351	1,911	1,762	1,435	1,001 件
市民協働課 (平成27年度～ 共創まちづくり課)	20	4	6	5	4	2	2	3	1 件
高齢介護課	0	6	5	3	9	10	12	19	12 件
児童育成課 (平成27年度～ 子ども・子育て課)	15	17	13	18	13	11	9	8	1 件
健康増進課	0	0	2	0	2	1	14	2	1 件
計	829	674	1,026	1,183	1,379	1,935	1,799	1,467	1,016 件

④ 一時保護の状況

高岡市では、富山県女性相談センターへ一時保護を依頼し、被害者の当面の安全確保を行っています。

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
県女性相談センター への一時保護依頼 件数	0	0	5	6	1	2	5	6	4	7	3	2 件

⑤ 保護命令の状況

DVにより被害者の生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者に対して被害者への接近禁止等を命令します。

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
男女平等推進センター が関わった保護命令 発令件数	1	1	9	8	0	6	0	2	0	4	2	2 件



⑥ 市営住宅への入居状況

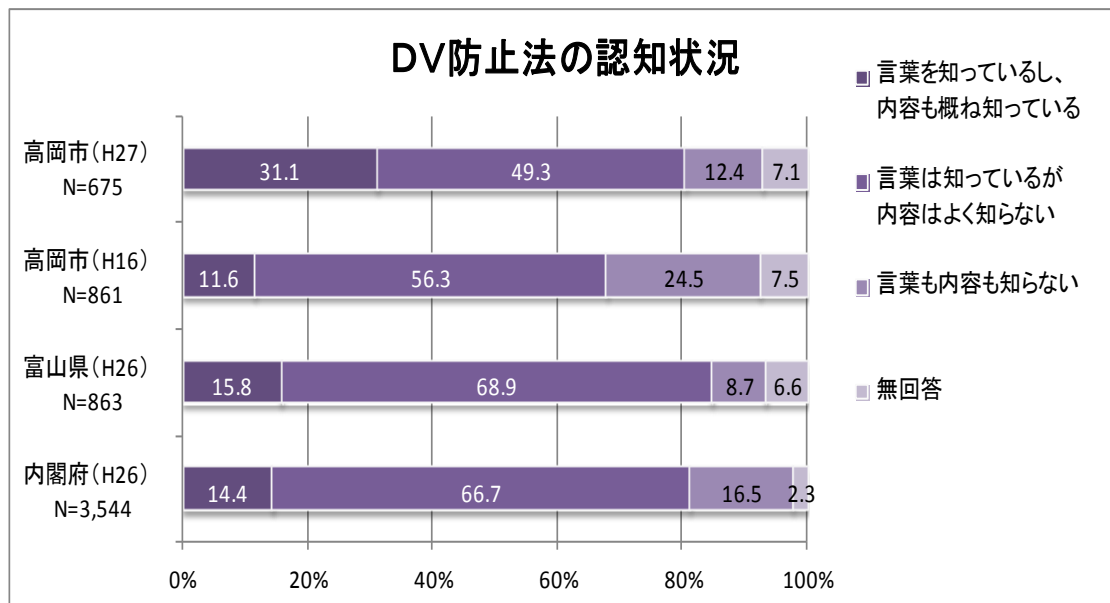
一時保護が行われた、または、裁判所の保護命令が発令された被害者は市営住宅に単身で入居申し込みをすることができます。

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27
DV被害者の市営住宅への入居件数	1	1	2	0	0	2	0	1	0件

(2) 平成27年度高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査（抜粋）

① DV防止法の認知状況

DV防止法の認知度は、「言葉は知っているが内容はよく知らない」と答えた人の割合が49.3%と最も多く、次いで「言葉を知っているし、内容も概ね知っている」と答えた人が31.1%、反対に「言葉も内容も知らない」と答えた人は12.4%となっています。前回調査と比べると、広い意味での認知度は前回の67.9%（「法律があることも、その内容も知っている」＋「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」）から12.5ポイント高くなっています。



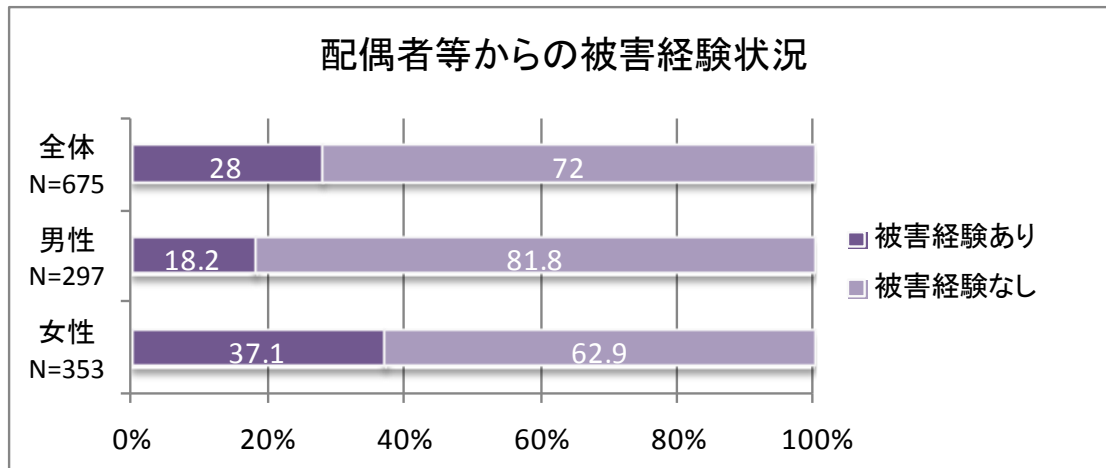
資料：富山県「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成26年度）
内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成26年度）



② 配偶者等からの被害経験状況

これまでに夫や妻、パートナー、恋人との間で、「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」のいずれかについて「何度もされた」あるいは「一、二度された」とする被害経験が一つ以上ある人についてみると、何らかの被害経験のある人の割合は全体（N＝675）の28%となっています。

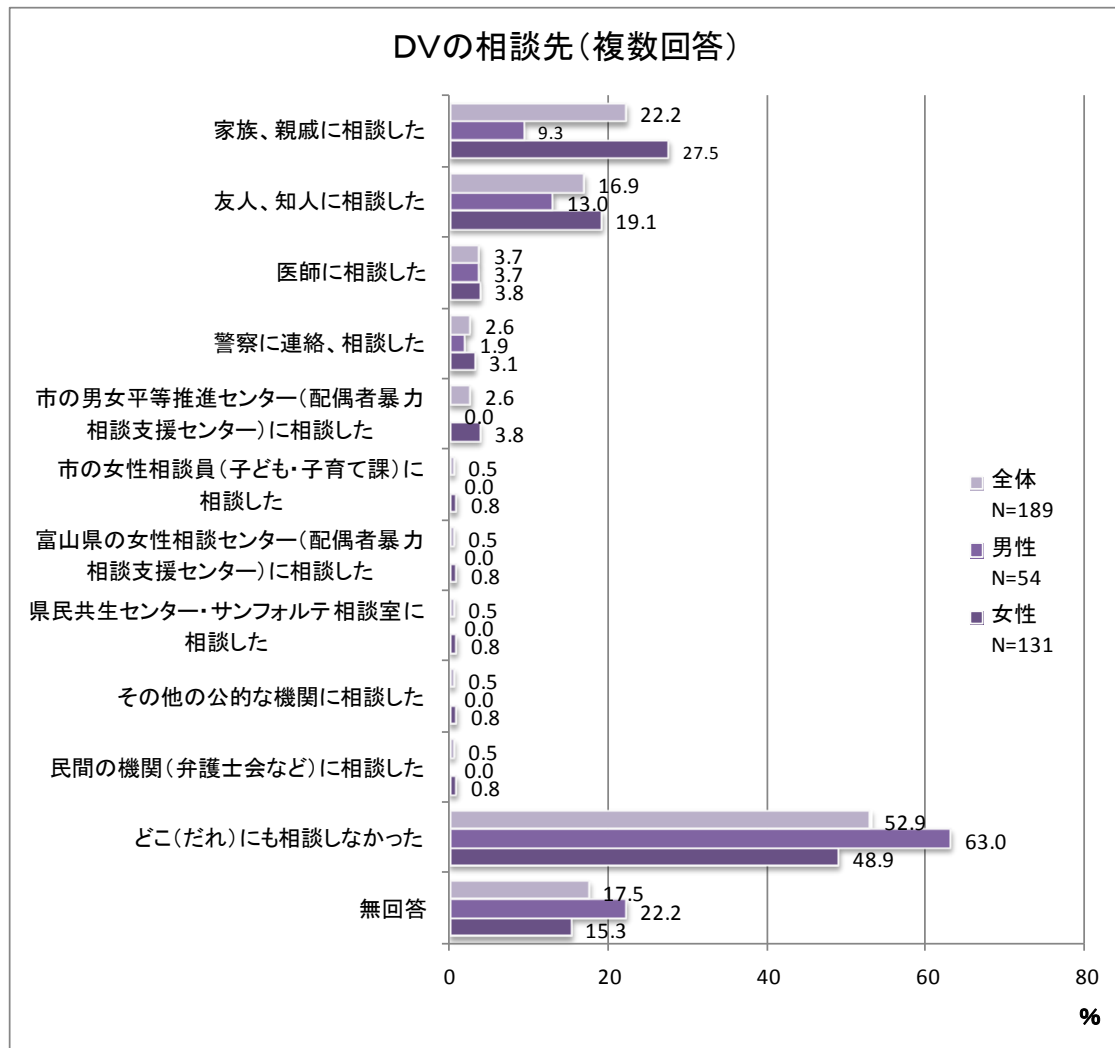
性別にみると、男性で18.2%、女性で37.1%の被害経験があります。





③ 暴力被害についての相談相手等

配偶者等から何らかの被害を受けたことがあった人に、受けた行為についての相談先等を聞いたところ、全体をみると、具体的な相談相手としては、「家族、親戚」と「友人、知人」とする割合が高いが、約半数がどこ（だれ）にも相談していない状況です。



回答者がなかった選択肢：人権擁護委員や民生委員に相談した

（３）民間支援団体等からの主な意見

計画の策定にあたって、民間支援団体など市民の皆様から意見をいただきました。主な意見は次のとおりです。

- ・幅広い世代への啓発
- ・デートDV予防啓発講座の市内全中学校での実施
- ・職員へのDV被害者対応に関する研修
- ・緊急避難先の確保
- ・DV被害者が自立するまでの切れ目のない支援



2 高岡市DV対策の現状と課題

本市では、高岡市DV対策基本計画（平成24年度～平成28年度）を策定し、暴力を許さない社会を目指して、安心して相談できる体制の整備や被害者の安全確保、自立を支援する体制の強化などに取り組んできました。

○主な取り組みと課題

暴力を許さない意識づくりを推進するために、若い世代への啓発に向けて、DV被害者支援グループ等市民と男女平等推進センターが協力し、DV予防啓発プログラムの検討・作成を行い、中学生へのデートDV^{※3}等予防啓発講座を実施しています。

男女平等推進センター相談室では、専任の相談員による電話・面接相談や、女性弁護士による無料法律相談を実施してきました。また、被害者の緊急時における安全の確保のため、一時保護につなぐ対応や保護命令申立ての手続きの支援、警察や裁判所など関係機関への同行支援や自立支援も行ってきました。平成24年4月には、配偶者暴力相談支援センター機能を持たせ、被害者の支援について関係機関と調整を図り、総合的に支援を行うよう取り組んでいます。臨床心理士によるカウンセリングの実施など相談・支援を充実させるとともに、高岡市DV対策関係機関連絡会を開催し連携の強化を図っています。

また、生活支援制度の情報提供など自立支援、被害者が同伴する子どもの安全保護・就学支援にも努めています。

さらに、本市においては民間支援団体が、それぞれの活動を生かして生活資金の無利子貸出や生活用品の提供、講演会を開催するなどの啓発活動を実施しています。

しかし、相談室に寄せられる相談内容は年々複雑化・多様化しており、いくつかの課題や困難を抱えている被害者や、深刻化してから相談室につながる被害者もあり、長期的な支援が必要になる場合もあります。

これらのことから、DVに対する正しい理解を促進し、DVを生み出さないための予防・啓発に重点的に取り組むことが大切であり、被害が深刻化する前に相談機関につながるよう、男女平等推進センターが身近な相談機関であるとして一層周知を図る必要があります。

よって、庁内外の関係部署や関係機関、市民や民間支援団体とのこれまで以上の連携が重要であり、あらゆる支援に総合的に施策の推進を図ることが必要です。

さらに、相談員の資質向上のため、専門研修の受講や他機関の相談員との連絡会議に参加し、最新の情報や傾向、知識を得ることが大切です。

※3 デートDV＝恋人間で起こるDVのこと。



3 重点的に取り組む事業

本市のDV施策の現状と課題、相談状況、民間支援団体など市民の皆様からの意見を踏まえ、DVを生み出さないために、DVを早期発見するために、次の課題について重点的に取り組むこととします。

● DVに関する正しい理解の促進

・DVは身近にある重大な人権侵害であり、「身体的暴力」だけでなく、「精神的暴力」、「性的暴力」、「経済的暴力」も含まれ、被害者の心身の健康に深刻かつ長期的な影響を与えることを、被害者を発見しやすい立場にある市職員や関係機関、地域での支援者等に啓発します。

・子どもの面前でのDVは直接子どもに対して向けられた行為でなくても児童虐待であり、子どもにさまざまな心身の症状が現れることがあります。また、暴力を目撃しながら育った子どもは、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあり、子どもの将来にまで影響があることを併せて啓発します。

● 若い世代へのDV予防啓発の推進

- ・婚姻関係にない交際相手からの暴力「デートDV」の被害が問題になっています。
- ・人権尊重の意識を高める教育は、幼少期から成長段階に応じて、家庭、地域、学校などで充実していく必要があります。
- ・若い世代に対し、暴力に頼らない問題解決について考える機会を提供することでDVの未然防止に努めます。

● 配偶者暴力相談支援センター機能と相談窓口の充実

- ・配偶者暴力相談支援センターでもある高岡市男女平等推進センターが「身近で安心して相談できる機関」と認識されるよう、市民や地域での支援者等へ周知します。
- ・市職員が被害者に二次的被害を与えることのないよう、資質向上を図り、適切な対応を周知徹底します。
- ・被害者が訪れる可能性のある機関のすべてが「相談窓口」の認識を持ち、情報提供できるように意識啓発を進めます。

● 緊急時の安全確保

- ・被害者の心身の状況や置かれた環境から、必要と認められるときは一時保護につなげていますが、一時保護されるまでの間の緊急避難先の確保に努めます。



- ・被害者も支援者も安心して相談できるよう、男女平等推進センターの安全確保に努めます。

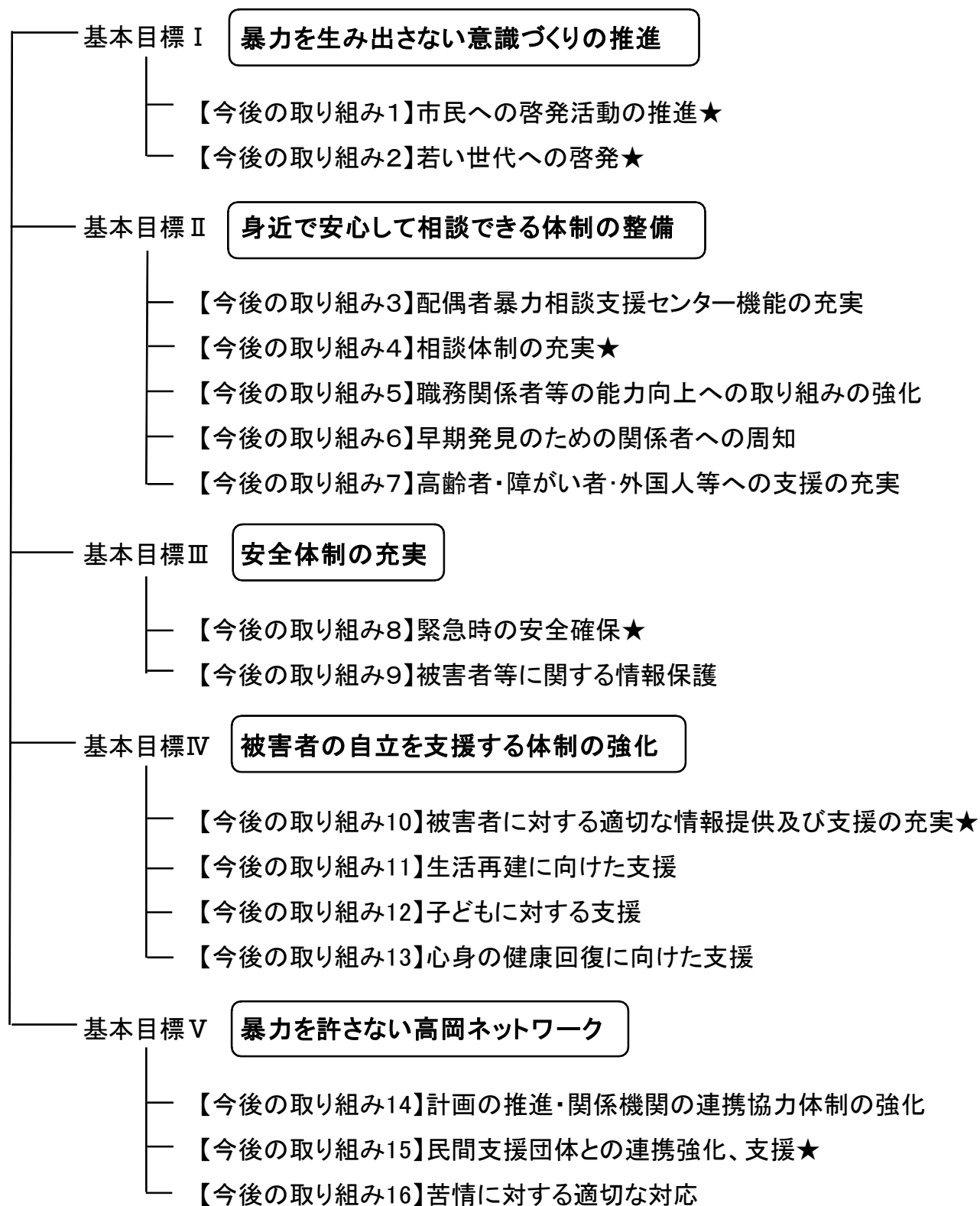
- **関係機関、民間支援団体等との連携・協力**

- ・被害者の個々の事情に応じた適切な支援を行うため、住民にとって最も身近な相談窓口である市町村は、関係機関や民間支援団体との更なる連携が求められています。



第3章 DV対策の内容

1 施策の体系



★は、重点的な取り組み



2 DV対策の具体的取り組み

基本目標Ⅰ 暴力を生み出さない意識づくりの推進

暴力を生み出さない意識づくりを推進するために、暴力はどのような理由があっても許されず、暴力を使っても問題解決はせず、暴力によるさまざまな悪影響を啓発することが必要です。

配偶者等からの暴力であるDVは、犯罪ともなる行為を含む重大な人権侵害ですが、家庭内や個人の問題として潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、被害が深刻化しやすくなります。

市民一人ひとりが人権意識を高め、暴力を生み出さないという意識を社会全体で共有するため、DVは身近にある重大な人権侵害であり、DVに対する正しい理解と認識を深める取り組みが必要です。

また、DVは配偶者間だけの問題でなく、交際相手の携帯電話のメールや着信履歴のチェック、交友関係や行動の監視など、恋人間で起こる「デートDV」も起こっています。

DVの加害者と被害者を生み出さないためには、早い段階から、人間関係のあり方やコミュニケーション方法、男女平等・共同参画についての正しい知識を身につけることが重要であり、人権尊重の意識を高める教育は、幼少期から成長段階に応じて、家庭、地域、保育所・幼稚園、学校、生涯学習の場などでより一層充実していく必要があります。

【今後の取り組み1】市民への啓発活動の推進★

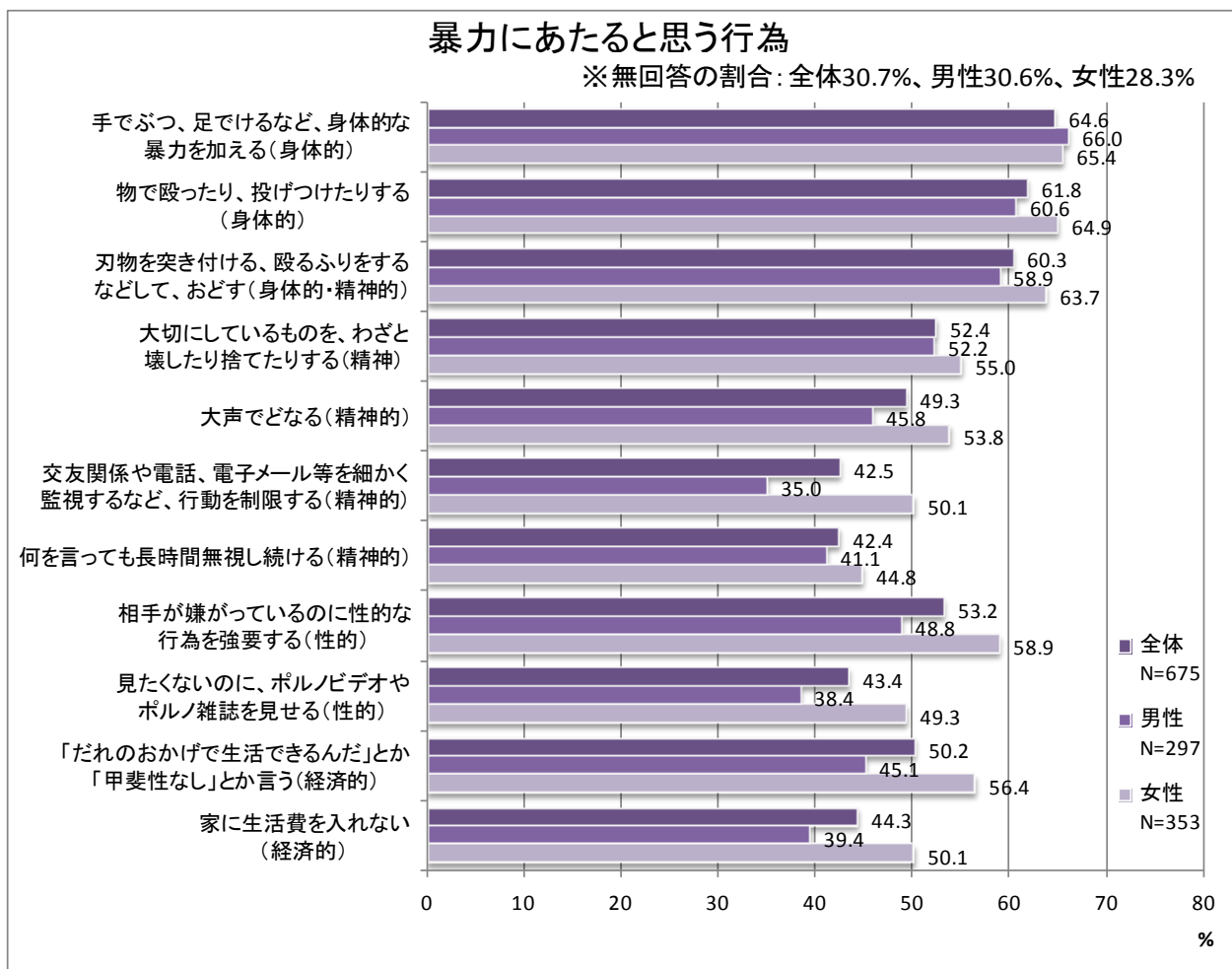
＜現状と課題＞

DV予防啓発講座や「女性に対する暴力をなくす運動」等で積極的に予防啓発に努めてきました。

しかし、平成27年度高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査では、身体的暴力をDVと考える人の割合は6割を超えていますが、精神及び性、経済的暴力をDVと考える人の割合は3～5割にとどまっています。DVとは身体的暴力のみならず、精神的暴力及び性的、経済的暴力も含まれ、被害者の心身の健康に深刻かつ長期的な影響を与えるという正しい理解が必要です。

また、子どものいる家庭でDVを行なうことは児童虐待であり、子どもにさまざまな心身の症状が表れることがあります。また、暴力を目撃しながら育った子どもは、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあり、子どもの将来にまで影響を与えることを伝える必要があります。

今後も市民や民間支援団体と連携協力しながら、継続的に効果的な啓発に取り組みます。



資料：高岡市「男女平等・共同参画に関する意識・実態調査報告書」（平成 27 年度）

<取組内容>

◆啓発活動の充実

(1) DV 予防啓発講座の実施【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

- ・ DV の特徴や影響など正しい理解を深めていくための講座や出前講座を実施します。

(2) DV 予防啓発活動【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

- ・ DV やセクシュアル・ハラスメントの防止について、チラシ、パンフレット及び情報誌による啓発を行います。
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」の中でパープルリボン運動、関連広報物の配付や展示などを行います。



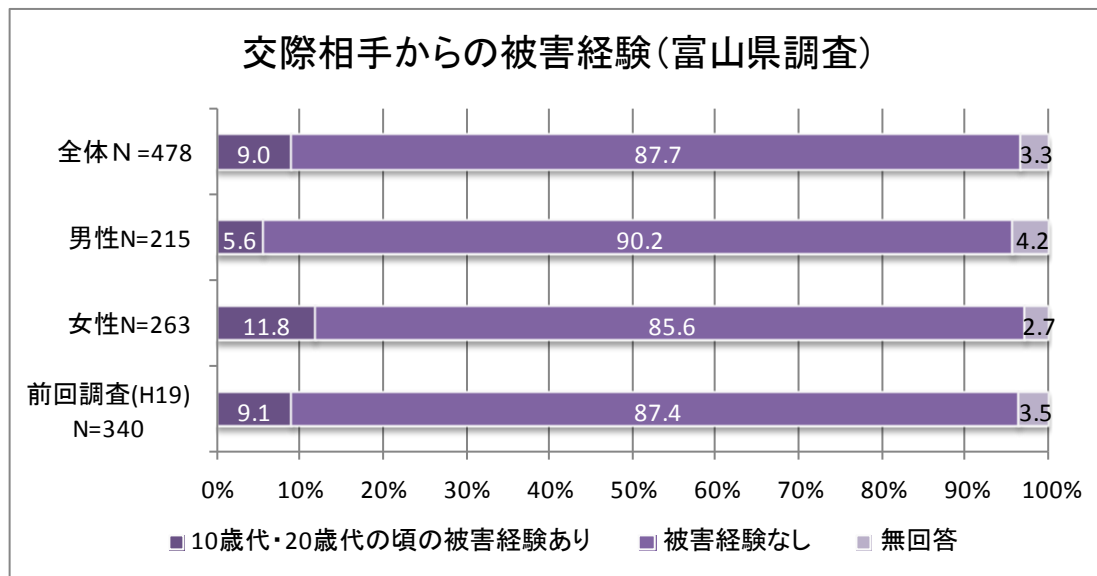
【今後の取り組み２】若い世代への啓発★

＜現状と課題＞

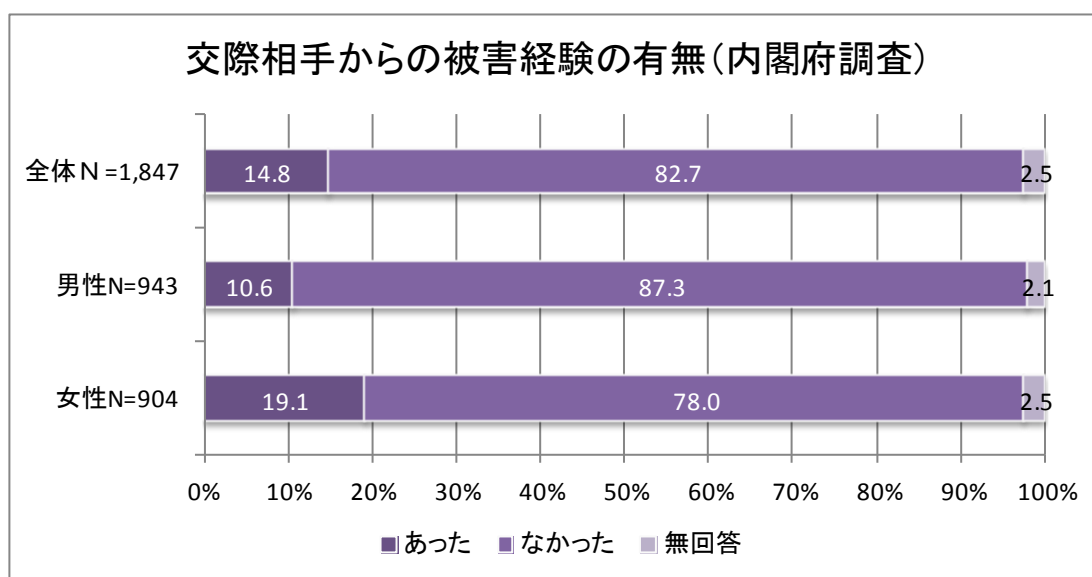
富山県の平成 26 年度の調査では、交際相手からの何らかの被害経験があるとした割合は 9.0%と、平成 19 年度の調査とほぼ変わらず、内閣府が行った平成 26 年度の調査と比べると 5.8 ポイント少なくなっています。

男女間における暴力を防止するために必要だと考えることは、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」(64.6%) が最も多く、次いで「学校または大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」(53.2%)、「加害者への罰則を強化する」(53.2%) などの順となっています。

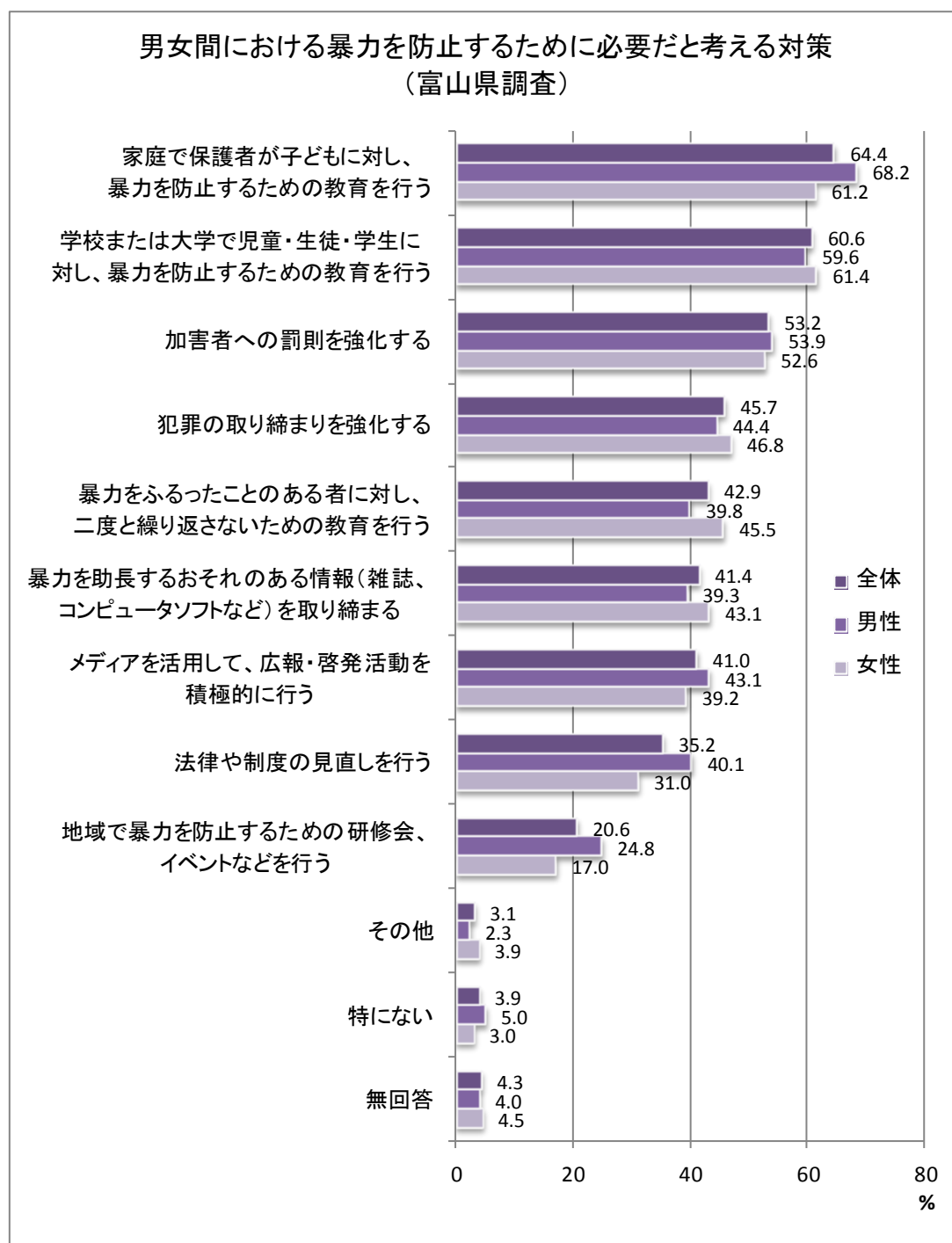
高岡市では、これまでも高校生への「デートＤＶ予防啓発リーフレット」の配付など、若い世代への啓発を行っていましたが、更に若い世代へ啓発するために平成 24 年度にＤＶ被害者支援グループや関心をもつ個人などにより組織する「若い世代のＤＶ等予防啓発プログラム検討チーム」を立ち上げ、平成 25 年度にかけてプログラムの検討・作成等を行いました。平成 25 年度末から市内中学校を訪問して、中学 1 年生を対象にプログラムを用いた「デートＤＶ等予防啓発講座」を実施しています。全校実施を目指して、効率的な実施方法や体制を検討する必要があります。次世代を担う若者をＤＶの被害者にも、加害者にも、そして傍観者にもしないために、引き続き若い世代へのＤＶ予防啓発を進めていきます。



資料：富山県「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成 26 年度）



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成 26 年度）



資料：富山県「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成 26 年度)



＜取組内容＞

◆若い世代への啓発

- (1) 若い世代のデートDV等予防啓発プログラムの改良・更新【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】
 - ・よりわかりやすく、伝わりやすいプログラムにするため、改良・更新に努めます。
- (2) 学校等における教育・啓発【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、学校教育課】
 - ・デートDV防止や将来のDV防止のためには、若い世代がお互いを尊重し、よりよい人間関係を作っていくための知識を身につけ、暴力は絶対に許されないという意識を浸透させる機会を提供することが有用であることから、中学校への「デートDV等予防啓発講座」を実施します。
 - ・毎年、市内全中学校の中学1年生を対象に「デートDV等予防啓発講座」を実施するため、効率的な実施方法や体制、講師の育成等を検討します。
- (3) 高校生への「デートDV予防啓発リーフレット」の配布【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】
 - ・デートDV防止に関するチラシ、リーフレットによる啓発を行う中でアンケート調査を行い、高校生の意識の把握に努めます。
- (4) 教育・保育関係者への啓発【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、学校教育課、子ども・子育て課】
 - ・若い世代を指導する立場の教育・保育関係者に対し、デートDVや暴力に頼らない問題解決について啓発します。



基本目標Ⅱ 身近で安心して相談できる体制の整備

DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等さまざまな理由から保護を求めることをためらうことも考えられます。

男女平等推進センター相談員によるDV相談件数は、配偶者暴力相談支援センター機能を設置した平成24年度をピークに年々減少していますが、寄せられる相談内容は複雑化・多様化しています。

また、平成27年度高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査では、公的機関への相談割合が低く、DVの相談先について約半数が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しています。相談しなかった理由について、「相談するほどのことではないと思った」と多く回答されており、今後さらに相談窓口について周知するとともに、より身近で気軽に相談できる環境づくりと相談体制の充実が必要です。

【今後の取り組み3】配偶者暴力相談支援センター機能の充実

＜現状と課題＞

平成24年度に男女平等推進センターに、「配偶者暴力相談支援センター」の機能を持たせ、被害者の支援のため、下記の取り組みを行っています。

- ・電話相談・面接相談（専任相談員を常時2名配置）
- ・被害者支援のための情報提供、同行支援
- ・関係機関や支援活動グループ等との連携・調整
- ・女性弁護士による無料法律相談
- ・臨床心理士によるカウンセリング
- ・保護・支援に関する手続きに必要な書面作成
- ・関係機関との連携強化（高岡市DV対策関係機関連絡会、庁内DV対策関係課会議の開催）

近年は、相談室に寄せられる相談が複雑化・多様化している傾向があり、身近で相談しやすく適切で迅速な対応ができる体制を整える必要があります。

＜取組内容＞

◆配偶者暴力相談支援センター機能の充実

引き続き、被害者に対し総合的に支援を行えるよう、幅広い分野にわたる関係機関との連携を強化し、「配偶者暴力相談支援センター」機能の充実を図ります。【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】



【今後の取り組み４】相談体制の充実★

＜現状と課題＞

平成 27 年度高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査では、DVの相談先について、約半数が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答し、相談しなかった理由については、「相談するほどのことではないと思った」と多く回答されています。中には、自分を責めて相談をためらい、相談窓口につながりにくいこともあります。被害者にとって、安心して相談できる窓口が身近にあることを、あらゆる機会を通じて周知していくことが必要です。

＜取組内容＞

◆相談窓口の充実

(1) 男女平等推進センター相談室の周知【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

- ・オレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）をより多くの公共施設や医療機関等に配置し相談室を周知します。

- ・配偶者暴力相談支援センター機能を設置している男女平等推進センターは、身近で安心して相談できる窓口として認識されるよう、市のホームページなどを活用して周知します。

(2) DV対策関係課での相談の実施【納税課、共創まちづくり課、多文化共生室、市民課、社会福祉課、子ども・子育て課、高齢介護課、保険年金課、健康増進課、建築住宅課、市民病院、学校教育課】

- ・相談者のそれぞれの事情に対応できるよう、利用しやすい相談窓口の環境づくりに取り組み、DVの早期発見に努めます。

(3) DV対策関係課との連携強化【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】

- ・被害者が何度もDV被害の事情等を説明する負担を軽減するため、関係課共通の「相談シート」や、被害者支援を円滑に行うために「手続きチェックシート」を活用します。また、定期的に改正点や変更点を見直します。

- ・「DV対応マニュアル（仮称）」を作成、関係各課へ配付し連携を図りやすくします。

【今後の取り組み５】職務関係者等の能力向上への取り組みの強化

＜現状と課題＞

相談内容は複雑化、多様化しており、その対応も一様ではないことから、相談員はそれぞれの被害者の立場にたった配慮を行い、適切な情報提供や、的確な助言を行うことができる知識の習得や技術の向上を図る必要があります。

また、DV対策関係課が、DVの起こる背景やDVの特性を十分に理解し、被害者に対し適切に対応する能力の向上を図るとともに、DVの理解不足から被害者を傷つける言動を行う等の二次的被害を防止し、適切な対応を行うために、相談窓口等の市職員等に対し研修を実施することが必要です。



＜取組内容＞

◆研修の強化

- (1) 相談員等への研修の実施【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】
 - ・相談員等が新しい情報を得られるための会議出席や研修派遣の機会を確保し、相談員等の資質向上に努めます。
 - ・被害者からの深刻な相談を数多く受ける相談員等のバーンアウト※⁴（燃え尽き）状態や代理受傷※⁵を防止するため、メンタルヘルスに配慮します。
 - ・困難事例等について、専門的立場からの助言や指導を受けるスーパービジョン※⁶（監督学習）を実施します。
- (2) 職員研修の充実【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、人事課】
 - ・窓口担当以外の市職員へもDVに対する正しい理解を深める研修等を実施し、適切な対応をするための資質向上と育成に努めます。

※⁴ バーンアウト＝相談者からの相談によって相談員などの支援者が過度のストレスを感じ、納得のいく解決策が容易に見出せないことから、今まで熱心に行ってきた業務に対し急に意欲を失い、虚無感、虚脱感を感じるようになる症状。

※⁵ 代理受傷＝相談員などの支援者が、被害者からの深刻な被害経験や状況等について話を聞くうちに、自らも被害者と同様の心理状態に陥ること。

※⁶ スーパービジョン＝相談の事例などにおいて、熟練した指導者が、相談員などに示唆や助言を与えながら行う教育のこと。

【今後の取り組み6】早期発見のための関係者への周知

＜現状と課題＞

被害者の早期発見と相談につなげるため、潜在的な被害者を発見しやすい立場にある民生委員・児童委員、人権擁護委員等地域支援者、学校、幼稚園・保育所、医療機関等の関係者へのDVに対する正しい理解や相談窓口、配偶者暴力相談支援センターまたは警察官への通報の重要性について広く周知することが大切です。

＜取組内容＞

◆通報や相談窓口の周知

被害者の早期発見に努め、被害者に対し適切な支援情報を提供することや、二次的被害※⁷を防止するため、富山県「DV被害者対応マニュアル」を活用しながら出前講座等を実施するなど、さまざまな機会を通じて、地域での支援者をはじめ関係者にDVを見逃さないための協力を求めます。

- (1) 民生委員・児童委員、人権擁護委員等地域支援者に対する周知【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、社会福祉課、共創まちづくり課】
- (2) 医療関係者に対する周知【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】



(3)教育・保育関係者への周知【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、学校教育課、子ども・子育て課】

- ・子どもを通して被害者を発見する機会のある教育・保育等の関係機関の職員や保護者に対し、DV、デートDVに関する研修会・講演会への参加を働きかけます。

※7 二次的被害＝配偶者等からの暴力（DV）によって心身ともに傷ついた被害者が、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない不適切な言動で更に傷つくこと

【今後の取り組み7】高齢者・障がい者・外国人等への支援の充実

＜現状と課題＞

高齢者・障がい者・外国人等の方々へは、DVに関する相談機関の情報が届きにくいことで、被害が潜在化するとともに、DV以外の課題を抱えていることもあり、長期化・深刻化することが少なくありません。

そこで、被害者にも支援者にも相談窓口の情報が届くよう、英語版・ポルトガル語版のオレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）を作成し、市の施設への設置や、地域包括支援センターにも設置を依頼しています。

高齢者・障がい者・外国人等の方々と関わりのある関係機関が日常の業務や活動の中でDVの未然防止と早期発見の視点を持つとともに、それぞれの立場にたった配慮や支援ができるよう関係機関との連携強化が重要です。

また、男性や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）からの相談体制についても検討が必要です。

＜取組内容＞

◆高齢者・障がい者・外国人等への支援の充実

高齢者、障がい者、外国人等のDV被害について、早期に発見できるよう、窓口の連携強化に努めます。

(1)支援情報の提供【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、高齢介護課、社会福祉課、多文化共生室】

- ・外国人の状況を考慮して、多言語によるオレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）を作成、設置をし、外国人へ相談窓口の周知を図ります。

(2)相談体制の充実【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、高齢介護課、社会福祉課、多文化共生室】

- ・窓口職員のDVに関する理解を深め、被害者の発見・相談の充実に努めます。
- ・被害者・支援者への相談窓口の情報提供に努めます。

(3)男性や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）からの相談対応【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、共創まちづくり課】

- ・男性の相談について、相談内容によっては適切な相談機関を案内します。
- ・性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の相談に対応するための相談員の研修機会を確保するよう努めます。



基本目標Ⅲ 安全体制の充実

被害者の生命または身体の安全を守るため、被害者本人の状況と意向に配慮しながら支援を行っていくことが必要であり、状況とニーズに応じた対応を行うことが重要です。

また、相談員などの支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、安全確保に努めます。

【今後の取り組み8】緊急時の安全確保★

＜現状と課題＞

男女平等推進センターでは、相談を受けるとともに、一時保護^{※8}や保護命令^{※9}などの安全確保について情報提供を行っています。

被害者の心身の状況や置かれた環境から、必要と認められるときは、関係機関と連携し被害者の立場を考慮しながら、安全に一時保護につなげることや保護命令申立て手続きの支援を行っています。また、一時保護施設や、必要に応じて警察、裁判所など関係機関への同行支援も行っています。

また、同伴する子どもが心的外傷を受けているような場合には、児童相談所、子ども・子育て課、教育委員会、学校等関係機関が連携して子どものケアを行うなどの保護と援助に取り組み、被害者一人ひとりの事情に配慮した対応が円滑に行われることが大切です。

※8 一時保護＝婦人相談所が自ら、または、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して、緊急に保護が必要な被害者を一時的に保護すること。

※9 保護命令＝DV防止法により、被害者が、配偶者からのさらなる身体及び精神に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが高いときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者（事実婚及び生活の本拠を共にする交際相手、元配偶者を含む）に対し発する命令。「接近禁止命令」と「電話等禁止命令」及び「退去命令」がある。再度の申立てが可能である。

1 接近禁止命令

(1) 被害者への接近禁止命令

被害者へのつきまといや被害者の住居・職場等の近くを徘徊することを禁止する命令で、期間は6か月。

(2) 被害者の子又は親族等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者と同居する未成年の子又は親族等の身辺につきまったり、子又は親族等の学校、住居、勤務先等の近くを徘徊したりすることを禁止する命令。被害者の接近禁止命令と併せて発令される。期間は6か月。

2 電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する一定の電話・電子メール等を禁止する命令。被害者の接近禁止命令と併せて発令される。期間は6か月。

3 退去命令

被害者と加害者が生活の本拠をともにする場合、加害者にその住居からの退去及び住居の付近の徘徊の禁止を命ずる命令で、期間は2か月。

<取組内容>

◆関係機関との連携による安全確保

- (1) 緊急に必要な場合は、警察、富山県女性相談センター、児童相談所等関係機関と連携して一時保護につなげます。【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】
- (2) 一時保護されるまでの間の緊急避難先の確保に努めます。【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】
- (3) 被害者本人の状態や意向、同伴者の有無などさまざまな状態に対応するため、児童相談所等関係機関と連携し、被害者及び被害者が同伴する子どもの適切な保護と援助に努めます。【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、子ども・子育て課、学校教育課】
- (4) 被害者も支援者も安心して相談できるよう、警察等関係機関と連携して男女平等推進センターの安全確保に努めます。【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

◆安全確保のための情報提供

保護命令について情報提供を行い、被害者が保護命令を申し立てる際は、円滑に手続きができるよう支援します。【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

【今後の取り組み9】被害者等に関する情報保護

<現状と課題>

男女平等推進センターでは、住民基本台帳事務における支援措置に関する情報提供を行っており、関係課と連携し被害者に関する情報保護に取り組んでいます。

被害者の居所や被害者を支援している者の氏名など、被害者等に係る情報の保護に十分配慮し、安全に管理していくことが重要です。

<取組内容>

◆被害者等の情報管理の徹底

- (1) 被害者保護のため、DVの支援措置に関する周知が必要であり、支援措置に関係する各機関・各課において、被害者に関する情報の共有と情報管理を徹底します。【市民課、納税課、社会福祉課、子ども・子育て課、高齢介護課、保険年金課、健康増進課、学校教育課】
- (2) 支援者の安全確保のため、支援者に関する情報管理を徹底します。【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】



基本目標Ⅳ 被害者の自立を支援する体制の強化

本市では、それぞれの関係課において相互に連携しながら、切れ目のない被害者の自立支援に努めています。

被害者が自立して生活しようとする際、複数の課題を同時に抱えており、その課題解決にかかわる関係機関等は多岐にわたります。それらの機関が、認識を共有しながら連携を図って被害者の自立を支援する体制づくりをさらに強化していく必要があります。

また、避難後、被害者（家族）だけでの生活に不安がある人もいることから、孤立しないように必要な支援を受けることができることも大切です。

【今後の取り組み 10】被害者に対する適切な情報提供及び支援の充実★

＜現状と課題＞

DVが被害者の心身へ与える影響は大きく、加害者の元から避難して新しい生活を始めるに際して、強い不安や負担感を持ち、自身でさまざまな手続きを行うことが難しい場合もあり、きめ細やかな対応が必要です。そこで、被害者が関係課の窓口ごとにDV被害等の事情を説明する負担を軽減するため、相談共通シート及び手続きチェックシートの活用や、相談員の同行支援を行ってきました。引き続き、被害者の意思を尊重し自己決定していけるよう、支援を円滑に行うことが求められます。

＜取組内容＞

◆関係課の連携強化による適切な支援

- (1) 自立支援策を総合的に支援【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】
 - ・ 庁内DV対策関係課会議の開催
 - ・ ケース会議への参加
- (2) 相談共通シート及び手続きチェックシート、「DV対応マニュアル（仮称）」の活用【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】＜再掲＞

【今後の取り組み 11】生活再建に向けた支援

＜現状と課題＞

DVから逃れた被害者とその子ども等の自立を支援するためには、まず安全な生活を確保する必要があります。新しい住まい探しを支援し、被害者のニーズに応じた福祉施策や就業に関する情報提供が必要です。

＜取組内容＞

◆住宅の支援

被害者の市営住宅入居申込時に、単身での入居許可や空き住居がない場合の待機順番



の繰上げといった、入居要件に関する法的緩和措置を実施します。【建築住宅課】

◆生活の支援

- (1) 被害者の個々の状況に応じ、必要な経済的支援などの制度内容や手続きをわかりやすく説明します。被害者の自立に向けて切れ目のない支援ができるよう、関係機関の連携を図ります。また、継続してサービスが利用できるよう、被害者の状況・事情に配慮し、不都合・不利益を被ることがないように対応します。【社会福祉課、子ども・子育て課、保険年金課、関係各課】
- (2) 民間支援団体による生活支援の情報提供【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

◆就業支援

被害者の状況に応じて、ハローワークなどにおける就業支援等についての情報提供と助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い、被害者の就業に向けた支援に努めます。

- (1) 就業に関する情報提供【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】
- (2) 母子家庭自立支援給付金の活用による支援【子ども・子育て課】
- (3) 就業確保のための同伴児の一時預かり事業の充実【子ども・子育て課】

【今後の取り組み 12】子どもに対する支援

＜現状と課題＞

児童虐待防止法では、DVの環境に子どもを置くことが心理的虐待であるとしています。したがって、子どももDV被害者であるという認識をもって、関係機関が協力・連携しながら、子どもが安心して安定した生活を継続できるよう支援することが必要です。

＜取組内容＞

◆子どもの安全保護と心のケア

- (1) 保育、就学等に関する支援【子ども・子育て課、学校教育課】
 - ・被害者は、経済的基盤が弱い家庭が多いため、幼児が安心して保育を受けることができるように、また、子どもが安心して教育を受けることができるように経済的支援についての相談に適切に対応していきます。
 - ・児童・生徒及び被害者の安全確保のため、就学手続きに関しては、関係機関との連携を密にして情報交換を行う等、被害者の相談に適切に対応していきます。
- (2) 子どもの心のケア【子ども・子育て課、学校教育課】
 - ・DVのある家庭で育った子どもは、情緒面や行動面で問題を抱えていたり、悩みを誰にも相談できずに一人で抱え込んでいたりすることもあるため、児童相談所・学校・幼稚園・保育所・医療機関など関係機関との連携を密にし、心のケアに努めます。

【今後の取り組み 13】心身の健康回復に向けた支援

＜現状と課題＞

DVによる心理的影響は根深く、その回復には時間がかかります。被害者が心身の健康



を取り戻し、安心して暮らしていくための支援体制を構築します。

＜取組内容＞

◆被害者の心身のケア

(1) 医療機関への同行支援【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

(2) 被害者への個別カウンセリング【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

(3) 心の回復に向けた講座【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

(4) 自助グループの活動支援【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

(5) 心の健康相談【社会福祉課、健康増進課】



基本目標Ⅴ 暴力を許さない高岡ネットワーク

DV問題は、市民の人権や生命に関わる問題であり多くの部署が連携して実施する必要があることから、本市では、高岡市男女平等推進市民委員会、高岡市男女平等推進庁内連絡会議において、効果的な施策について審議し、DV対策を総合的に推進しています。

また、被害者に寄り添った支援を行っていくため、個別の事案において、円滑な体制をとれるよう、関係機関との更に緊密な連携・協力体制が必要です。

さらに、被害者の多様なニーズに対応するためには、民間支援団体による支援が重要な役割となっています。DV対策を効果的に進めるためには、民間支援団体と連携して問題解決にあたることが不可欠であり、民間支援団体の活動を支援していくための取り組みが必要です。

本計画に基づき、市、関係機関そして民間支援団体との連携協力、「暴力を許さない高岡ネットワーク」を強化しながら、暴力を許さない社会づくりを推進していきます。

【今後の取り組み 14】計画の推進・関係機関の連携協力体制の強化

＜現状と課題＞

警察、富山県女性相談センター、児童相談所などDV対策関係機関、民間支援団体との連携や、関係部署で構成する男女平等推進庁内連絡会議において、DV防止や被害者支援について庁内外の連携を図っています。今後も、相互に協力しながら、被害者の保護や自立支援などを行っていくことが必要です。

＜取組内容＞

◆計画の推進

- (1) 高岡市男女平等推進市民委員会の開催【男女平等・共同参画課】
- (2) 計画の進行管理を行い、毎年度、進捗状況をホームページ等での公表【男女平等・共同参画課】

◆関係機関の連携強化

- (1) 高岡市DV対策関係機関連絡会の設置、会議開催【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】
 - ・関係機関の緊密な連携を図るとともに、被害者支援についての検討や情報交換など行います。
- (2) 県との役割分担・相互協力【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】
 - ・県と連携しながら、広報・啓発活動や被害者支援に努めます。



(3) 高岡市男女平等推進庁内連絡会議（DV対策関係幹事会）の充実【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】

- ・関係課が相互に連携し、相談体制の強化や被害者支援の情報交換、また職員の研修などに取り組みます。

(4) 近隣自治体との連携【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

- ・近隣自治体のDV担当者と相談の傾向や対応、支援内容等を情報共有し、市外からの相談に対する円滑な支援のために広域連携を図ります。

(5) 加害者対策のための連携【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

- ・加害者に関する国・県・市町村・民間団体の調査・研究の動向を把握します。

【今後の取り組み 15】民間支援団体との連携強化、支援★

＜現状と課題＞

本市での民間支援団体は、豊富なノウハウやネットワークを生かし、自立のための物資提供・支援金貸付、DV被害者支援講座や自助グループの開催など、行政による支援が届きにくい部分を担っています。民間支援団体は、活動を通じて被害者が抱える問題やニーズを把握しやすい立場にあり、柔軟に対応できることから、市と民間団体とが連携・協力し、被害者の多様な状況に応じた支援を推進していくことが重要です。

また、「被害者への物資提供活動」は被害者への支援はもちろん、提供者等にとって、被害者支援の啓発や参加意識につながっています。

＜取組内容＞

◆民間支援団体との連携強化

施策の推進にあたっては、被害者支援を目的として活動する民間支援団体との連携により実施するように努めます。【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

◆民間支援団体への支援

- (1) 民間支援団体が主催するDVに関する講演会や学習会等イベントに対し、後援や広報協力など活動を支援します。【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】
- (2) 民間支援団体による自助グループが継続して活動できるように支援するほか、団体のニーズを調査しながら、支援の内容を検討します。【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

【今後の取り組み 16】苦情に対する適切な対応

＜現状と課題＞

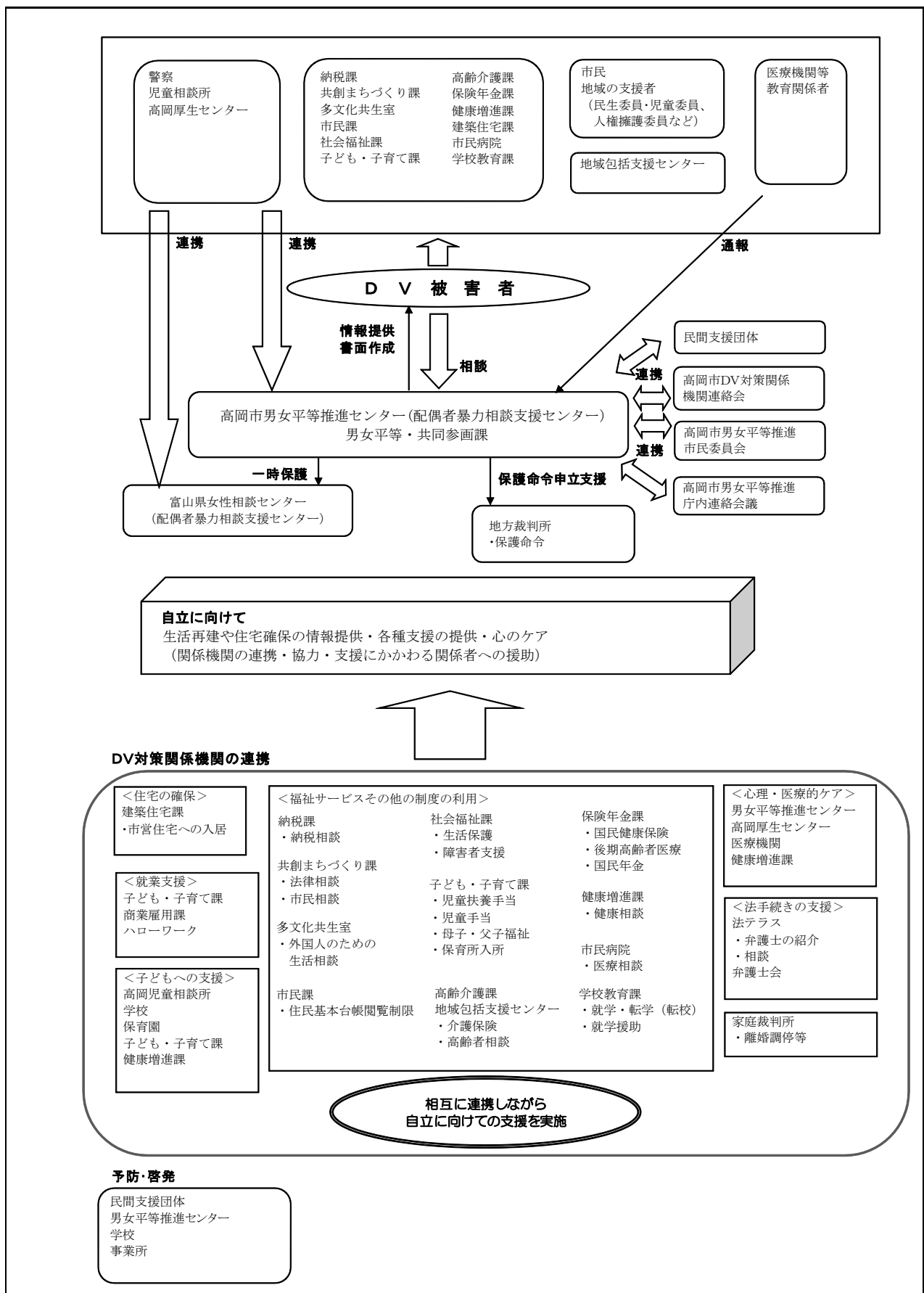
DV相談などの被害者から苦情があった場合は、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理することが大切です。苦情については、関係各課と共有し、必要に応じて今後の職務に生かしていくことが大切です。

＜取組内容＞

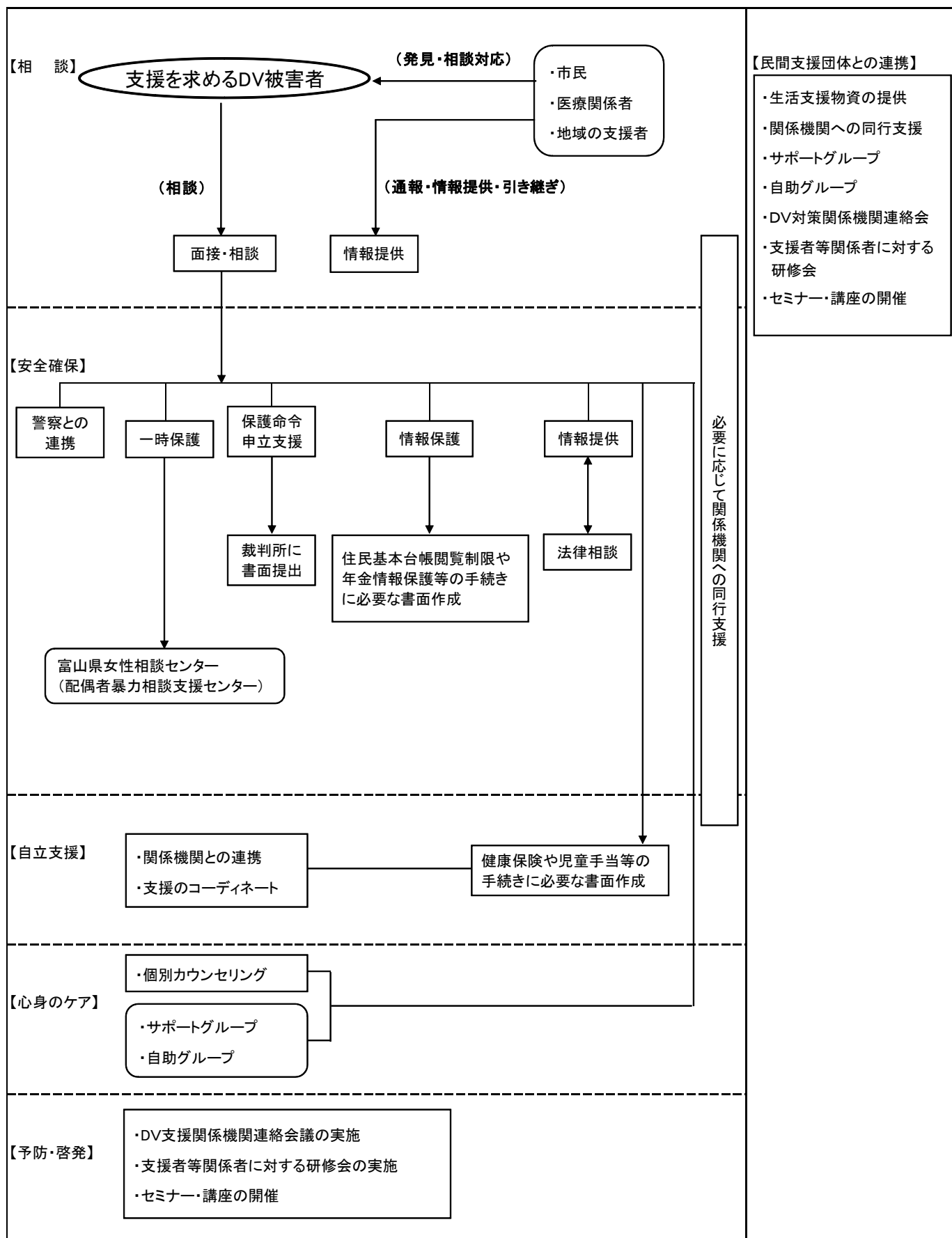
- ◆苦情に対する適切な対応【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】

參考資料

DV被害者支援の流れ（フローチャート）



高岡市男女平等推進センター
(高岡市配偶者暴力相談支援センターの機能)



D V 関係機関一覧

◆高岡市関係課

名 称	電 話	備 考
		※は月～金曜日8:30～17:15（祝日及び年末年始は休み）
男女平等・共同参画課 男女平等推進センター相談室	0766-20-1812 0766-20-1811	女性相談、D V 等の相談 ※ 月・火・水・金・土曜日 9:30～16:30 木曜日 14:00～20:00（祝日、第4月曜日、年末年始は休み） （面接相談は予約必要）
納税課	0766-20-1281	納税相談 ※
共創まちづくり課 多文化共生室	0766-20-1327 0766-20-1224	法律相談、一般市民相談 ※ 外国人のための生活相談 ※ 外国人のための生活相談コーナー（市役所1階ロビー） ポルトガル語 月～金曜日 13:00～17:15 中国語 水曜日 14:00～16:00 （祝日及び年末年始は休み）
国際交流センター	0766-27-1856	月～土曜日 10:00～19:00（祝日及び年末年始は休み）
市民課	0766-20-1337	住民基本台帳閲覧制限 ※
社会福祉課	0766-20-1368 0766-20-1369	生活保護 ※ 障害者支援、心の健康相談 ※
子ども・子育て課	0766-20-1381	児童扶養手当、児童手当、母子福祉 ※
高齢介護課	0766-20-1165	介護保険、高齢者相談 ※
保険年金課	0766-20-1357	国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金 ※
健康増進課	0766-20-1345	健康相談、子育て相談、心の健康相談 ※
建築住宅課	0766-20-1403	市営住宅への入居 ※
市民病院	0766-23-0204	医療相談 ※
学校教育課	0766-20-1449	就学・転学（転校）、就学援助 ※

◆富山県内の関係機関

名 称	電 話	備 考
富山県女性相談センター （配偶者暴力相談支援センター）	076-465-6722	来所：月～金曜日 8:30～17:15（祝日及び年末年始は休み） 電話：毎日 8:30～22:00 ※来所の前にお電話ください
警察 （女性被害110番）	0120-72-8730	月～金曜日 8:30～17:15（祝日及び年末年始は休み）
高岡警察署	0766-23-0110	
高岡児童相談所	0766-21-2124	月～金曜日 8:30～17:15（祝日及び年末年始は休み）
高岡厚生センター	0766-26-8415	月～金曜日 9:00～17:00（祝日及び年末年始は休み）
富山地方事務局 （女性の人権ホットライン）	0570-070-810	月～金曜日 8:30～17:15（祝日及び年末年始は休み）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二十六年四月二十三日法律第二十八号

目次

全文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警

察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又は

その支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法 の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合
--------	----------------------	-----------------------

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成十六年六月二日法律第六十四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成十九年七月十一日法律第百十三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十五年七月三日法律第七十二号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二十六年四月二十三日法律第二十八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針（概要）

平成 25 年 12 月 26 日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第1号

※ 平成26年10月1日 一部改正

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成16年5月、平成19年7月の法改正を経て、平成25年6月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成26年1月3日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

（1）基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

（2）都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りなが

ら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適切な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者

に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携

わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

（３）関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

（４）広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

（１）職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

（２）職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

（１）啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

（２）若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

（１）調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

（２）人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第３ その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

１ 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２ 基本計画の策定・見直しに係る指針

（１）基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

（２）基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

■ 計画策定までの経緯

時 期	経過等	検討内容等
平成28年4月4日	第1回男女平等推進庁内連絡会議	・計画の策定について ・スケジュールについて
5月10日	第1回男女平等推進市民委員会	・計画策定の諮問
7月5日	計画担当幹事への文書による照会	・DV対策基本計画の見直しについて
9月23日	第1回DV対策基本計画策定部会	・計画案について
10月5日	第2回男女平等推進庁内連絡会議	・計画案について
10月6日	計画担当幹事への文書による照会	・DV対策基本計画（第2次）中間報告案の確認について
10月28日	第2回男女平等推進市民委員会開催	・中間報告案について
11月25日 ～12月15日	中間報告に対する意見募集の実施 (21日間)	・意見応募件数2件 (1団体、個人1名)
12月13日	「今後のDV被害者支援検討懇談会 及びデートDV予防啓発チーム懇談会」 の開催	・DV被害者支援について ・デートDV予防啓発講座について ・中間報告について
1月18日	第2回DV対策基本計画策定部会開催	・中間報告に対する意見募集結果及び対応案について ・最終答申案について
1月24日	計画担当幹事への文書による照会	・最終答申案について
2月15日	第3回男女平等推進市民委員会開催	・中間報告に対する意見募集結果及び対応案について ・最終答申案について ・委員会より「高岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）」を市長へ答申

■ 高岡市男女平等推進市民委員会委員名簿（H28.2.28～H30.2.27）

（五十音順、敬称略）

	氏 名	所属及び団体名	D V 対策基本計画 部会委員 ○
会 長	市田 路子	富山大学	
副会長	大坂 昭輔	高岡市連合自治会	
委 員	大平 泰子	富山国際大学	○（部会長）
	尾崎 かをる	高岡人権擁護委員協議会高岡地区委員会	○
	勝山 なおこ	高岡市 P T A 連絡協議会	
	北野 晃（～H28.12） 廣瀬 哲文（H28.12～）	高岡市社会福祉協議会	
	小泉 弘子	地域女性ネット高岡	
	小間 茂雄	高岡商工会議所	
	佐藤 裕一（～H28.11） 竹島 直次（H28.11～）	連合富山高岡地域協議会	
	島 喜以子	高岡市農業協同組合	
	高木 法子	公募	
	谷口 洋幸	高岡法科大学	
	中山 真紀	富山県男女共同参画推進員高岡連絡会	
	花田 将司	高岡青年会議所	○
	養 道子	公募	
	向 富士子	高岡 D V 被害者自立支援基金パサパ	○（副部会長）
	村上 委千子	キラッと福岡ネット	
	柳 美喜子	E ネット	○
	山口 泰祐	公募	
	六瀬 栄巳子	高岡市地域活動クラブ連絡協議会	

計 20 名（D V 対策基本計画部会 5 名）



高岡市

市民生活部 男女平等・共同参画課

〒933-0023 高岡市末広町 1-7 ウイング・ウイング高岡 6 階

TEL 0766-20-1812 FAX 0766-20-1815

メールアドレス gender@city.takaoka.lg.jp

男女平等・共同参画課ホームページ

<http://www.city.takaoka.toyama.jp/kurashi/kyodosankaku/index.html>

男女平等推進センターホームページ

<http://www.city.takaoka.toyama.jp/gec/kurashi/kyodosankaku/center/index.html>
